

Radiata Increase



FP2級 生保顧客資産 相談業務

2024 年 1 月
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2023年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問1》~《問3》)に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（55歳）は、妻Bさん（58歳）および父Cさん（77歳）との3人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。Aさんは、65歳の定年までX社で働くつもりであり、今後の資金計画を検討するにあたって、公的年金制度からの老齢給付について理解を深めたいと思っている。

また、Aさんは、父Cさんが近い将来、介護が必要な状態となることを心配しており、介護休業を取得した場合の雇用保険からの給付についても知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（1968年8月13生まれ、会社員）

- ・公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
20歳から大学生であった期間（32月）は国民年金に任意加入していない。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。
- ・雇用保険の一般被保険者である。

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間 (32月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (144月)	被保険者期間 (364月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額50万円)

(2) 妻Bさん（1965年11月6生まれ、パートタイマー）

- ・公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの11年間（132月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 父Cさん（1946年9月10生まれ）

- ・後期高齢者医療制度の被保険者である。

※妻Bさんおよび父Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額(2023年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①~④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、設例の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお問題の性質上明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1.老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入)

(①)円

2.老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) (②)円

(2) 経過的加算額(円未満四捨五入) (③)円

(3) 基本年金額(上記「(①)+(②)」の額) □□□円

(4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)

(5) 老齢厚生年金の年金額(④)円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$- 795,000円 \times \frac{1961\text{年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

①老齢基礎年金の年金額

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

$795,000 \text{ 円} \times (\text{保険料納付済期間} + \text{免除期間}) \div 480 \text{ 月} (40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月})$

[本問の場合]

20歳	22歳		65歳
国民年金 未加入期間 (32月)	厚生年金保険		
	被保険者期間 (144月)	被保険者期間 (364月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬月額50万円)	

・Aさんは20～22歳まで32月未加入期間があり、追納もしていませんので、480月から32月を引きます。

$480 \text{ 月} - 32 \text{ 月} = 448 \text{ 月}$

・Aさんは20～60歳になるまでの40年間(480月)が保険料納付済月数となります。

$795,000 \text{ 円} \times 448 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 742,000 \text{ (円)}$

② 老齢厚生年金の年金額

●報酬比例部分の額

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000\text{円} \times \frac{1961\text{年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間 (32月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (144月)	被保険者期間 (364月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額50万円)

[a] 2003年3月以前の期間分

$$280,000\text{円} \times 7.125/1000 \times 144\text{月} = 287,280\text{円}$$

[b] 2003年4月以後の期間分

$$500,000\text{円} \times 5.481/1000 \times 364\text{月} = 997,542\text{円}$$

[a+b]

$$287,280\text{円} + 997,542\text{円} = 1,284,822\text{円}$$

$$= 1,284,822\text{ (円)}$$

③ ●経過的分算の計算方法

$1,657 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 795,500 \text{ 円} \times (1961 \text{ 年以後で } 20 \text{ 歳以上 } 60 \text{ 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480)$

[本問の場合]

・被保険者期間の月数は、 $144 \text{ 月} + 364 \text{ 月} = 508 \text{ 月}$ となり、上限の480月となります。

・1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数は、60歳から65歳までの5年分(60月)を差し引き、 $508 \text{ 月} - 60 \text{ 月} = 448 \text{ 月}$ となります。

$1,657 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} - 795,000 \text{ 円} \times 448 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 53,360 \text{ (円)}$

④ ●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18歳になって最初の3月31日まで)がいるときに加算されます。

妻BさんはAさんより年上で、Aさんが65歳になったとき妻Bさんはすでに65歳以上になっているため、**加給年金は支給されません。**

『老齢厚生年金の年金額』

老齢厚生年金の年金額=報酬比例部分+経過的分算

$1,284,822 \text{ 円} + 53,360 \text{ 円} = 1,338,182 \text{ (円)}$

したがって正解は、

①742,000 (円)

②1,284,822 (円)

③53,360 (円)

④1,338,182 (円)

《問2》Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんは特別支給の老齢厚生年金を受給することができませんが、妻Bさんは64歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます」

②「Aさんが、65歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務し、かつ、65歳から老齢厚生年金を受給し、Aさんの老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計額が28万円(2023年度価額)を超えた場合、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となります」

③「Aさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが72歳0カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、年金の増額率は58.8%となります」

【答え】

① ○:適切

特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金保険の受給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられたことで、受給開始年齢を段階的にスムーズに引き上げられるために設けられました。

最初に定額部分が減額し、その後報酬比例部分が減額します。

男性の場合、1961年4月2日以降

女性の場合、1966年4月2日以降(男性より5年遅れ)

の方には支給されません。

[本問の場合]

Aさんは、1968年8月13日生まれ

妻Bさんは、1965年11月6日生まれですので、

Aさんは、支給ではありませんが、妻Bさんは支給対象となります。

② ×:不適切

在職老齢年金は、60歳以降に老齢厚生年金を受け取りながら働く場合、老齢厚生年金の月額と「月給・賞与(直近1年間の賞与1/12)」の合計額が50万円を超えると年金額の一部または、全部が支給停止になります。

全額支給	基本月額+総報酬月額相当額の合計額が50万円以下
1/2支給停止	基本月額+総報酬月額相当額の合計額が50万円超
全額停止	基本月額-(基本月額+総報酬月額相当額-50万円)÷2 (年金支給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金(加給年金額を含む)は全額支給停止となります。)

③ ○:適切

	概要	増減率 (1ヶ月あたり)	最大
繰上げ受給	60歳まで繰り上げ可能。	0.4% 減額	12ヶ月×0.4%×最大5年=24% 減額
	老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げは、同時にやる。		
繰下げ受給	75歳まで繰り下げ可能	0.7% 増額	12ヶ月×0.7%×最大10年=84% 増額
	老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げは、別々でも可能。		

[本問の場合]

72歳(12ヶ月×7年=84月)まで繰下げた場合

0.7%×84月=58.8%

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の介護休業給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが父Cさんについて介護休業を分割して取得する場合、介護休業給付金は、介護休業を開始した日から通算して93日を限度に3回までに限り支給されます」

②「介護休業期間中に、X社から賃金が支払われなかった場合、介護休業給付金の額は、1支給単位期間について、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の67%相当額です」

③「介護休業期間中に、X社から休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の75%相当額以上の賃金が支払われた場合、当該賃金が支払われた支給単位期間について、介護休業給付金は支給されません」

【答え】

介護休業給付金		
概要	・ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を、介護するための休業した場合に支給されます。 ・ 介護休業を開始する日の2週間前に事業主に申し出る必要がある。	
対象家族	・ 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）・ 父母（養父母を含む）・ 子（養子を含む）・ 配偶者の父母（養父母を含む）・ 祖父母・ 兄弟姉妹・ 孫 ※対象家族に、同居や扶養等の要件はない	
受給要件	・ 介護休業を開始した日前2年間に被保険者期間が12か月以上必要 ・ 就労した場合、1支給単位期間において、就労している日数が10日以下であること ※1支給単位期間とは休業開始日から起算して1カ月毎に区切った各期間	
支給期間	支給対象となる同じ家族について、休業開始から通算して 93日 を限度に 3回 まで支給(分割取得可能)	
支給額 (おおよそ月収の67%)	休業開始時賃金日額×支給日数=13%未満	休業開始時賃金日額×支給日数× 67%
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80%-支払賃金額
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%以上	不支給

① ○:適切

雇用保険の介護休業給付金の支給期間は、支給対象となる同じ家族について、休業開始から通算して、**93日**を限度に**3回**まで支給されます。

② ○:適切

介護休業期間中に、会社から給与が支払われなかった場合、雇用保険から介護休業給付金が支給され、介護休業給付金の額は、1支給単位期間について、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の**67%**相当額です。

③ ×:不適切

介護休業期間中に、会社から休業開始時賃金日額×支給日数が**80%以上**の場合は、支給されません。

本問では「75%」と説明されていますので不適切となります。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問4》~《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(45歳)は、妻Bさん(45歳)との2人暮らしである。Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

Aさんは、妻Bさんも会社員として働いていること、子どもがいないことを理由に、死亡保障はあまり必要ないと考えているが、自身が病気や要介護状態になった場合の保障については必要性を感じている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

保険の種類 : 5年ごと配当付特約組立型総合保険(注1)
月払保険料 : 16,800円
保険料払込期間(更新限度) : 90歳満了
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
指定代理請求人 : 妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	100万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
生活介護収入保障特約(注2)	年額60万円×65歳まで	10年
重度疾病保障特約(注3)	一時金 200万円	10年
総合医療特約(180日型)	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

(注1) 複数の特約を組み合わせる加入することができる保険

(注2) 身体障害者福祉法の身体障害者障害程度等級1級または2級の「身体障害者手帳」を交付された場合、公的介護保険の要介護2以上に認定された場合、または所定の要介護状態になった場合に年金額が支払われる(死亡保険金の支払はない)。最低支払保証期間は5年。

(注3) 所定のがん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、慢性すい炎のいずれかを保障する(死亡保険金の支払はない)。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度からの給付および公的介護保険からの保険給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各記述において、ほかに必要とされる要件等は満たしていることとする。

①「Aさんが死亡した場合、妻Bさんに対して、遺族厚生年金が支給されます。遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の3分の2相当額になります」

②「Aさんが病気やケガで重度の障害状態となり、その障害の程度が障害等級1級と認定された場合、Aさんは障害厚生年金を受給することができますが、Aさんには子どもがいないため、障害基礎年金を受給することはできません」

③「Aさんのような公的介護保険の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、公的介護保険からの保険給付は受けられません。特定疾病の具体例として、末期がん、脳血管疾患、初老期における認知症などが挙げられます」

【答え】

① ×:不適切

遺族厚生年金の年金額は、老齢厚生年金の報酬比例部分×4分の3です。

本問では、「3分の2」と説明されていますので、不適切となります。

※備考

遺族厚生年金の保険料納付要件は、原則、初診日の前日に初診日がある月の前々月までに被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あることが要件です。

② ×:不適切

【障害基礎年金の受給要件】

受給要件	① 障害の原因となった病気やケガの初診日が次のいずれかの間にあること。 ・ 国民年金加入期間 ・ 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間 ② 障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
------	---

障害基礎年金に、子の有無の要件はありませんので、不適切となります。

※備考

子がいることが要件なのは、遺族基礎年金です。

③ ○:適切

『公的介護保険』		
公的介護保険は、要介護・要支援の認定を受け、介護サービスを受けられる制度です。		
保険者	市区町村が運営主体	
区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
受給要件	原因を問わず 要介護・要支援になった人	老化に起因する特定疾病により 要介護・要支援になった人
特定疾病 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し 要介護状態の原因である身体の障害を生じさせると認められる疾病		
1.がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） 2.関節リウマチ 3.筋萎縮性側索硬化症 4.後縦靱帯骨化症 5.骨折を伴う骨粗鬆症 6.初老期における認知症 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病関連疾患 8.脊髄小脳変性症 9.脊柱管狭窄症 10.早老症 11.多系統萎縮症 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13.脳血管疾患 14.閉塞性動脈硬化症 15.慢性閉塞性肺疾患 16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		

本問の通り、特定疾病は、末期がん、脳血管疾患、初老期における認知症などです。

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが死亡した場合、妻Bさんに支払われる死亡保険金額は、600万円となります。Aさんが死亡した場合の必要保障額を算出し、準備すべき死亡保障の額を確認したうえで、死亡保険金額をご検討ください」

②「Aさんが病気やケガで重度の障害状態となって働けなくなった場合、Aさんの収入が減るだけでなく、妻Bさんの仕事にも影響がでることが想定されます。現在提案を受けている生活介護収入保障特約など、重い障害や介護に備えることができる保障を準備することは検討に値します」

③「がん等の重度疾病については、再発のリスクがあり、治療期間も長期にわたるケースがあります。そのため、重度疾病の保障を準備する際には、再発時の保障の有無や、保険金等が支払われる疾病の種類および状態を確認する必要があります」

④「Aさんが厚生労働大臣により定められた先進医療による療養を受けたとき、その先進医療の技術に係る費用と同額を先進医療給付金として受け取ることができます。ただし、先進医療特約の対象は入院を伴った治療のみであり、外来での治療は対象 外となります」

【答え】

① ○:適切

必要保障額とは、家計を支えていた人が亡くなった時に、残された家族が今後生活して行くための必要な費用のことで、必要保障額(不足する金額)を目安に死亡保険金額を検討することが必要です。

遺族の支出-遺族の収入=必要保障額

[本問の場合]

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	100万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
生活介護収入保障特約（注2）	年額60万円×65歳まで	10年
重度疾病保障特約（注3）	一時金 200万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

妻Bさんに支払われる死亡保険金額

終身保険100万円+定期保険500万円=600万円

② ○:適切

公的介護保険は現物給付ですが、民間の介護保険は現金給付となります。介護等により収入の減収したことで生活に支障をきたす場合は民間の介護保険の現金給付を得ることも検討に値します。

また、病気やケガで働けなくなった時の収入減少に備えるために就業不能保険等に参加することも検討に値します。

③ ○:適切

重度疾病とは、ガン(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病等です。

ガンは、再発や転移の可能性があるため、重度疾病の保険金等が支払われる種類や状態などを確認する必要があります。

④ ×:不適切

先進医療特約は、厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、加入後に新しく認められた(療養を受けた時点の)先進医療も支払い対象です。

外来・入院問わず対象となります。

本問では、「入院を伴った治療のみ」と説明されていますので、不適切となります。

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「支払保険料のうち、終身保険特約および定期保険特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。他方、生活介護収入保障特約、重度疾病保障特約および総合医療特約等に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります。それぞれの適用限度額は、所得税で(①)円、住民税で(②)円です」

II 「被保険者であるAさんが入院給付金などを請求することができない特別な事情がある場合には、指定代理請求人である妻BさんがAさんに代わって請求することができます。妻Bさんが指定代理請求人として受け取る入院給付金は、(③)となります」

〈語句群〉

イ.25,000 ロ.28,000 ハ.30,000 ニ.40,000 ホ.48,000 ヘ.50,000 ト.所得税の課税対象 チ.贈与税の課税対象 リ.非課税

【答え】

① ニ.40,000

② ロ.28,000

[生命保険料控除]

《新制度》2012年1月1日以後	
全体の所得控除限度額	所得税 12万円 住民税 7万円
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円

所得控除限度額は、それぞれ所得税4万円・住民税2.8万円です。

③ リ.非課税

指定代理請求人とは、被保険者が、事故や病気等により寝たきり状態になり、意思表示が困難な場合や、ガン等に罹患した医師から告知を受けておらず家族のみが知っている場合などにより、保険金・給付金等が請求できないときに、被保険者に代わって請求するため、配偶者や3親等内の親族の範囲であらかじめしてされた人のことです。

妻BさんがAさんに代わり入院給付金を受け取る場合、Aさんが受け取る場合と同じく非課税となります。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問7》~《問9》)に答えなさい。

《設 例》

Aさん(45歳)は、X株式会社(以下、「X社」という)の創業社長である。X社は、現在、Aさん自身の退職金準備を目的とした生命保険に加入している。

先日、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから、事業保障資金の確保を目的として、下記の〈資料〉の生命保険の提案を受けた。

〈資料〉 Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料

保険の種類 : 無配当特定疾病保障定期保険(特約付加なし)

契約者(=保険料負担者) : X社

被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : X社

死亡・高度障害・特定疾病保険金額 : 5,000万円

保険期間・保険料払込期間 : 98歳満了

年払保険料 : 180万円

最高解約返戻率 : 83%

※死亡・所定の高度障害状態に該当した場合に加え、がん(悪性新生物)と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が契約者に支払われる。

※所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載 は不要)。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間(勤続年数)を 26年2カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

【答え】

①

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

* 勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数26年2ヶ月なので、勤続年数27年で計算します。

$$70\text{万円} \times (27\text{年} - 20\text{年}) + 800\text{万円} = 1,290\text{万円}$$

②

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(5,000\text{万円} - 1,290\text{万円}) \times 1/2 = 1,855\text{万円}$$

したがって正解は、

①1,290 (万円)

②1,855 (万円)

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料〉の生命保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ①「X社が受け取る特定疾病保険金は、Aさんががん等の治療で不在の間、事業を継続させるための資金として活用することができます」
- ②「X社が特定疾病保険金を受け取った場合、法人税法上、当該保険金は非課税所得となりますので、益金に計上する必要はありません」
- ③「保険期間中にX社に緊急の資金需要が発生し、契約者貸付制度を利用する場合、当該制度により借り入れることができる金額は、利用時点での既払込保険料相当額が限度となります」

【答え】

① ○:適切

法人が受け取った保険金の資金使途は制限がありませんので、会社を存続するための事業資金として活用することは可能です。

② ×:不適切

法人が受け取った保険金は、全額を雑収入として益金に計上する必要があります。

本問では、「非課税所得」と説明していますので、不適切となります。

③ ×:不適切

契約者貸付制度とは、生命保険を利用して、銀行からではなく、保険会社から、解約返戻金の所定の範囲内でお金を借りることができる仕組みです。
借入金額は解約返戻金の70～90%程度までです。

本問では、「既払込保険料相当額が限度」と説明されていますので、不適切となります。

《問9》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料〉の生命保険の支払保険料の経理処理について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①~④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「法人を契約者(=保険料負担者)および死亡保険金受取人とし、役員または従業員を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険で、最高解約返戻率が(①)%を超えるものの支払保険料の経理処理については、最高解約返戻率が『(①)%超70%以下』『70%超(②)%以下』『(②)%超』となる場合の3つの区分に応じて取り扱います。

〈資料〉の定期保険の最高解約返戻率は『70%超(②)%以下』であるため、保険期間開始日から保険期間の(③)割に相当する期間を経過する日までには、当期分支払保険料の(④)%相当額を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入します。(③)割に相当する期間経過後は、当期分支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、資産に計上した金額については、保険期間の7.5割に相当する期間経過後から保険期間終了日までにおいて均等に取り崩し、損金の額に算入します」

〈数値群〉

イ.4 ロ.5 ハ.6 ニ.30 ホ.40 チ.75 リ.85 ヌ.90 ル.105

ヘ.50 ト.60

【答え】

●定期保険および第三分野保険の保険料 法改正(2019年7月8日)

解約返戻金が80%を超える保険商品は、資産価値が大きく本来は資産計上すべきものを、全額損金算入でき節税効果がとても大きいため、生命保険会社は多く宣伝し法人も契約していましたので、メスが入り法改正となりました。2019年7月8日の法改正により、最高解約返戻金が50%を超えた場合は、損金算入が減少するようになり、最高解約返戻率が高いと、損金算入できるパーセンテージが減少するようになりました。

最高解約返戻金	資産計上期間	資産計上期間の処理	損金算入割合	取崩期間
50%以下	なし	なし	100%	なし
50～70%以下	保険期間の 当初4割相当期間	40%	60%	保険期間の75%相当 の期間経過後から保 険期間終了まで
70～85%以下		60%	40%	
85%超	保険期間開始から最高 解約返戻率になるまで の期間等	①当初から10年間 支払い保険料×最高解約返戻率90% ②11年目以降 支払い保険料×最高解約返戻率70%	100%-左記の資 産計上割合	解約返戻金相当額が 最も高い金額となる 期間経過後から保険 期間終了日まで

① へ.50

② リ.85

50%を超えるものは、「50～70%以下」「70～85%以下」「85%以上」の3つに区分します。

③ イ.4

④ ト.60

「70～85%以下」の場合、資産計上期間の保険期間当初4割相当期間は、60%を前払い保険料として資産計上します。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問10》~《問12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんとの4人家族である。Aさんは、住宅ローンを利用して2023年9月に新築マンションを取得し、同月中に入居した。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (40歳) : 会社員

妻Bさん (38歳) : パートタイマー。2023年中に給与収入100万円を得ている。

長女Cさん(6歳) : 2023年中の収入はない。

母Dさん (73歳) : 2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

〈Aさんの2023年分の収入に関する資料〉

給与収入の金額 : 760万円

〈Aさんが取得した新築マンションに関する資料〉

取得価額 : 4,000万円

土地 : 40㎡(敷地利用権の割合相当の面積)

建物 : 70㎡(専有部分の床面積)

資金調達方法 : 自己資金1,500万円、銀行からの借入金2,500万円

住宅ローン : 2023年12月末の借入金残高2,480万円、返済期間25年
(団体信用生命保険に加入)

留意点 : 当該マンションは、認定長期優良住宅に該当する。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 住宅借入金等特別控除(以下、「本控除」という)に関する以下の文章の空欄①~③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「住宅ローンを利用して新築住宅を取得等し、2023年中に居住した場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後、最大で(①)年間、本控除の適用を受けることができます。控除額の計算上、住宅ローンの年末残高には、限度額が設けられています。Aさんのように認定長期優良住宅に該当する新築住宅を取得し、2023年中に居住した場合の年末残高の限度額は(②)万円です。

Aさんの場合、住宅ローンの年末残高は(②)万円よりも少ないため、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じて得た金額を、所得税額から控除することができます。また、仮に、当該控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合は、その控除しきれない金額を、所得税の課税総所得金額等の合計額の(③)%相当額または97,500円のいずれか少ないほうの額を限度として、翌年度分の住民税の所得割額から控除することができます」

〈数値群〉

イ.5 ロ.10 ハ.13 ニ.15 ホ.20 ヘ.3,000 ト.4,000 チ.5,000

【答え】

① ハ.13

住宅ローン控除の控除期間は最長13年です。

② チ.5,000

控除 対象 借入 限度 額	新築		2022年・2023年	2024年	2025年
		認定住宅	5,000万円	4,500万円 子育て特例対象個人5,000万円	4,500万円
		ZEH水準 省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て特例対象個人4,500万円	3,500万円
		省エネ基準 適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て特例対象個人4,000万円	3,000万円
		一般住宅	3,000万円	0円 (2,000万円 2023年までに建築確認を受けた新築住宅に限る)	

Aさんのように認定長期優良住宅に新築住宅を取得し、2023年中に居住した場合は、年末残高の限度額は5,000万円となります。

③ イ.5

所得税の計算上控除しきれない住宅ローン控除の額は、2022年以降に入居した場合、住宅ローン控除の限度額が136,500円から97,500円に引き下げられ、所得税の課税総所得金額等の額の7%となっている部分が5%に引き下げられます。

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税等に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「母Dさんは老人扶養親族の同居老親等に該当しますので、Aさんが適用を受けることができる母Dさんに係る扶養控除の額は、58万円です」

②「Aさんが住宅ローンの借入れの際に加入した団体信用生命保険の支払保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります」

③「Aさんが2023年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う必要がありますが、2024年分以後の所得税については、年末調整においてその適用を受けることができます」

【答え】

① ○:適切

扶養控除は、扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 同居親族以外→48万円

[本問の場合]

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (40歳) : 会社員

妻Bさん (38歳) : パートタイマー。2023年中に給与収入100万円を得ている。

長女Cさん (6歳) : 2023年中の収入はない。

母Dさん (73歳) : 2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

〈公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下〉

65歳以上	110万円以下		0円			
	110万円超	330万円未満	収入金額の合計額	-		110万円
	330万円以上	410万円未満	収入金額の合計額	×	0.75	- 27万5千円
	410万円以上	770万円未満	収入金額の合計額	×	0.85	- 68万5千円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額の合計額	×	0.95	- 145万5千円
	1,000万円以上		収入金額の合計額	-		195万5千円

母Dさん(73歳)は、年金収入70万円ありますが、65歳以上の公的年金等控除の最低額110万円を控除すると合計所得金額は0円になります。

扶養控除は、老人扶養者として同居の場合、58万円の控除額となります。

② ×:不適切

団体信用生命保険は、契約者が死亡等の場合に、住宅ローン残高がゼロになる保険です。

団体信用生命保険は、契約者や配偶者その他親族等が保険金受取人ではなく、金融機関等が保険金受取人となりますので、**生命保険料控除の対象とはなりません。**

③ ○:適切

住宅ローン控除を受ける場合、給与所得者は**1年目分の確定申告**が必要です。2年目以降は**年末調整**で控除できます。

《問12》 Aさんの2023年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①~④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額	□□□円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
配偶者控除	(①) 円
扶養控除	□□□円
基礎控除	(②) 円
(b) 所得控除の額の合計額	2,600,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)	(③) 円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)	(④) 円
(f) 差引所得税額	□□□円
(g) 復興特別所得税額	□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税の額	□□□円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
～ 180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180 ～ 360	収入金額×30%＋8万円
360 ～ 660	収入金額×20%＋44万円
660 ～ 850	収入金額×10%＋110万円
850 ～	195万円

〈資料〉所得税の速算表 (一部抜粋)

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下		
～ 195	5%	—
195 ～ 330	10%	9万7,500円
330 ～ 695	20%	42万7,500円
695 ～ 900	23%	63万6,000円

【答え】

① 380,000(円)

配偶者控除は、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用されます。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

[本問の場合]

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (40歳) : 会社員

妻Bさん (38歳) : パートタイマー。2023年中に給与収入100万円を得ている。

長女Cさん (6歳) : 2023年中の収入はない。

母Dさん (73歳) : 2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

〈Aさんの2023年分の収入に関する資料〉

給与収入の金額 : 760万円

〈給与所得控除〉

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

妻Bさんはパート収入100万円がありますが、給与所得控除後の金額は100万円-55万円=45万円となり、所得要件を満たします。

控除を受ける納税者本人であるAさんの合計所得金額は900万円以下ですので、一般控除対象配偶者として38万円の控除額となります。

② 480,000(円)

[所得税の基礎控除]

合計所得金額	基礎控除額	
	2019年度分	2020年度以降分
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円(基礎控除なし)

Aさんの合計所得金額は2,400万円以下ですので、基礎控除額は48万円となります。

③ 216,500(円)

総所得金額は、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額です。本問では、Aさんは給与収入のみです。

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

給与所得控除額: 760万円×10%+110万円=186万円

給与所得金額: 760万円-186万円=574万円

課税総所得金額: 総所得金額574万円-所得控除合計額260万円=314万円

(d)算出税額: 314万円×10%-97,500円=216,500円

④ 173,600(円)

住宅ローン控除の控除額は、住宅ローンの年末残高の0.7%です。

[本問の場合]

〈Aさんが取得した新築マンションに関する資料〉

取得価額	: 4,000万円
土地	: 40㎡ (敷地利用権の割合相当の面積)
建物	: 70㎡ (専有部分の床面積)
資金調達方法	: 自己資金1,500万円、銀行からの借入金2,500万円
住宅ローン	: 2023年12月末の借入金残高2,480万円、返済期間25年 (団体信用生命保険に加入)
留意点	: 当該マンションは、認定長期優良住宅に該当する。また、住宅 借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

$$2,480\text{万円} \times 0.7\% = 173,600\text{円}$$

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問13》~《問15》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（70歳）は、飲食店X屋を営む個人事業主（青色申告者）である。X屋は、Aさんが父親（既に他界）から承継したもので、地元住民だけでなく、遠方からの常連客も多い繁盛店である。

Aさんは、体力の衰えを感じており、長男Cさんに事業を承継させることを決意した。Aさんは、所有財産のうち、妻Bさんには自宅の建物およびその敷地を相続させ、長男CさんにはX屋の店舗およびその敷地を相続させたいと考えている。

なお、長男Cさんと長女Dさんは、日頃から折り合いが悪く、Aさんは自身の相続が起こった際に遺産分割で争いが生じるのではないかと心配している。

〈Aさんの推定相続人〉

妻Bさん（69歳）： X屋勤務。Aさんと自宅で同居している。

長男Cさん（45歳）： X屋勤務。妻と子2人がおり、Aさん夫妻と同居している。

長女Dさん（44歳）： 会社員。夫と子の3人で賃貸マンションに住んでいる。

〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

現預金： 1億2,000万円

自宅敷地（300㎡）： 9,000万円（注）

自宅建物： 2,000万円

X屋店舗敷地（420㎡）： 1億2,000万円（注）

X屋店舗建物： 5,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈Aさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

保険の種類： 一時払終身保険

契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん

死亡保険金受取人： 妻Bさん

死亡保険金額： 2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点(2024年1月28日)において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は4億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

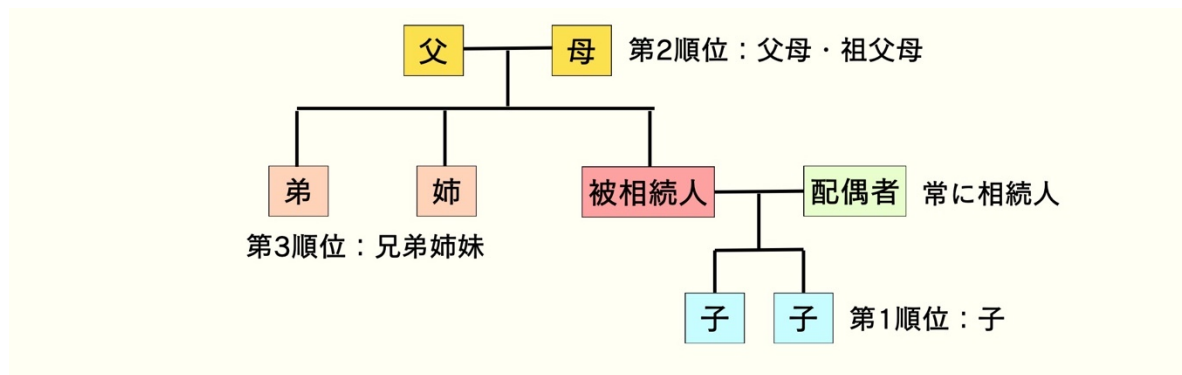
(a) 相続税の課税価格の合計額	4 億円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	(②) 万円
長男Cさん	□□□万円
長女Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	(③) 万円

〈資料〉 相続税の速算表 (一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1, 000	10%	—
1, 000	～ 3, 000	15%	50万円
3, 000	～ 5, 000	20%	200万円
5, 000	～ 10, 000	30%	700万円
10, 000	～ 20, 000	40%	1, 700万円
20, 000	～ 30, 000	45%	2, 700万円
30, 000	～ 60, 000	50%	4, 200万円

【答え】

〈法定相続人〉



順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属	父母・祖父母の順
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がない場合

〈法定相続分〉

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2(均等分)	1/2	すべて均等分
第2順位	直系尊属	1/3(均等分)	2/3	すべて均等分
第3順位	兄弟姉妹	1/4(均等分)	3/4	すべて均等分

① 4,800万円

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数

[本問の場合]

法定相続人は妻Bさん・長男Cさん・長女Dさんの3人

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×3人
=4,800万円

② 5,340万円

・課税遺産総額=4億円-4,800万円=3億5,200万円

[本問の場合]

・法定相続分 Aさん1/2・長男Cさん1/4・長女Dさん1/4

・課税遺産総額4億を法定相続分で各人に分配

妻Bさん: 3億5,200万円×1/2=1億7,600万円

長男Cさん: 3億5,200万円×1/4=8,800万円

長女Dさん: 3億5,200万円×1/4=8,800万円

・速算表より各人ごとの相続税額を算出

妻Bさん: 1億7,600万円×40%-1,700万円=5,340万円

長男Cさん: 8,800万円×30%-700万円=1,940万円

長女Dさん: 8,800万円×30%-700万円=1,940万円

③ 9,220万円

・相続税の総額

5,340万円+1,940万円+1,940万円=9,220万円

したがって正解は、

① 4,800(万円)② 5,340(万円) ③ 9,220 (万円)

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「遺産分割をめぐる争いを防ぐ手段として、遺言書の作成をお勧めします。自筆証書遺言については、法務局における保管制度がありますが、当該制度を利用するためには証人2人以上の立会いが必要です」

②「遺言により、相続財産の大半を妻Bさんおよび長男Cさんが相続した場合、長女Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が4億円である場合、長女Dさんの遺留分の金額は1億円となります」

③「妻Bさんが受け取る一時払終身保険の死亡保険金(2,000万円)は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格に算入される金額は、500万円となります」

【答え】

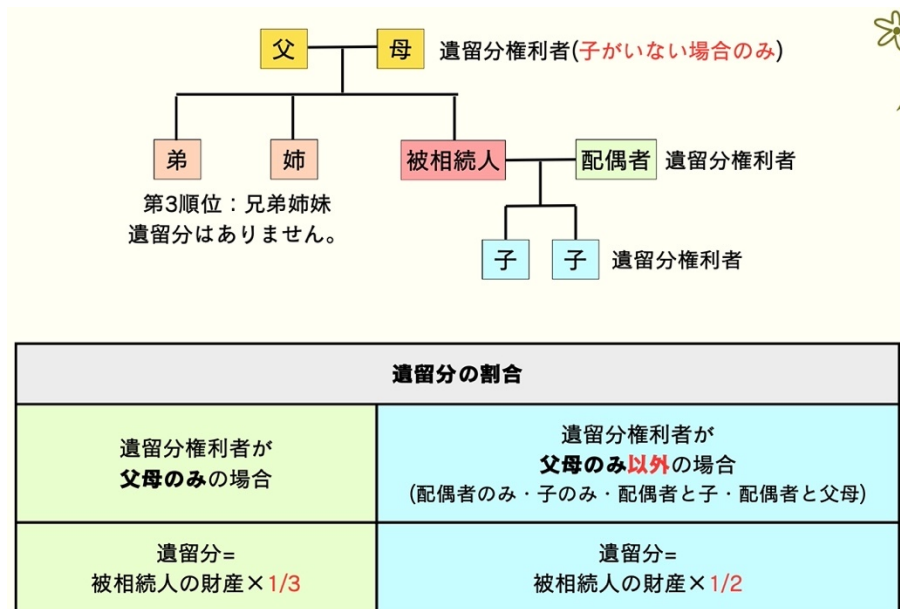
① ×:不適切

自筆証書遺言	遺言者が遺言の「全文、日付、氏名」を自書します。財産目録に関してはパソコン等での作成も認められます。	不要	必要 (自筆証書遺言保管制度を利用し、 法務局 に保管した場合は検認 不要)
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記します。	2人以上	不要

自筆証書遺言は、**公証人は必要ありません**。
必要なのは、公正証書遺言です。

② ×:不適切

〈遺留分〉



Aさんの推定相続人は、妻Bさん・長男Cさん・長女Dさんの3人です。
長女Dさんの遺留分の金額:財産価額4億円×遺留分1/2×法定相続分1/4=**5,000万円**

③ ○:適切

死亡保険金の非課税限度額:500万円×法定相続人の数

[本問の場合]

死亡保険金の非課税限度額:500万円×3人=1,500万円

相続税の課税価格に算入される金額:一時払終身保険の死亡保険金2,000万円-1,500万円=500万円

《問15》 X屋の事業承継に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「長男CさんがAさんの相続によりX屋店舗敷地を取得した場合、所定の要件を満たせば、当該敷地は特定事業用宅地等に該当し、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます。特定事業用宅地等に該当するX屋店舗敷地は、(①)m²までの部分について、その敷地の相続税評価額から80%相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができます」

II 「『個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予および免除の特例』の適用を受けた場合、後継者が先代事業者から贈与または相続等により取得した特定事業用資産に係る贈与税・相続税の(②)の納税が猶予されます。本特例の適用を受けるためには、後継者は、個人事業承継計画を(③)に提出し、その確認を受ける等の所定の要件を満たす必要があります」

III 「『個人の事業用資産についての相続税の納税猶予および免除の特例』の適用を受けて相続等により取得した事業用の宅地は、特定事業用宅地等に係る『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の対象(④)」

〈語句群〉

イ.330 ロ.400 ハ.500 ニ.60%相当額 ヘ.全額 ト.経済産業大臣 チ.所轄税務署長
ヌ.となります ル.なりません
ホ.80%相当額 リ.都道府県知事

【答え】

① ロ.400

＜小規模宅地の特例＞

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	
	特定同族会社事業用宅地		
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

特定事業用宅地の限度面積は、400㎡です。

② ヘ.全額

『個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予および免除の特例』の適用を受けた場合、贈与税・相続税の全額が納税猶予されます。

③ リ.都道府県知事

『個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予および免除の特例』の適用を受ける場合は、個人事業承継計画を都道府県知事に提出する等の要件を満たす必要があります。

④ ル.なりません

『個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予および免除の特例』の適用を受けた場合、小規模宅地の評価源の特例の適用対象なりません。